

DO YOU KYOTO? クレジット制度実施要領

第1 基本的な考え方

1 目 的

京都市内における地域団体や商店街等のコミュニティによる温室効果ガスの排出削減を促進するため、各主体の環境配慮行動により実現した温室効果ガス排出削減量を取引可能なクレジットとして認証する制度として、DO YOU KYOTO? クレジット制度を構築する。

2 方 針

温室効果ガスの排出削減量をクレジットとして国が認証する制度としては、国際的な規格に準拠したJ-クレジット制度があるが、削減規模が相当以上でないとプロジェクトとして成立しないことから、小規模な削減量をクレジットとして認証することは困難な状況である。また、国の制度では、コミュニティにおける省エネ行動等による削減量については対象に含まれていないため、市民に身近な基礎自治体としての役割を十分に果たす必要がある。一方、中小事業者における省エネ活動等による排出削減については、市・府・経済界連携体制の下、府が認証する制度に基づき推進する。さらに、削減量を金銭的価値のあるクレジットとして認証する以上、制度の信頼性を確保することが不可欠である。

このため、市民・商店街の日常活動における省エネの努力等により創出されたクレジットを、市域のイベント等の主催者や大規模事業者などが自主努力をしてもなお削減できない温室効果ガス排出量のオフセットに活用し、更なる省エネ等の促進につながる、地域で好循環する制度とするとともに、クレジットとして認証するものは、計算上の結果としてではなく、排出削減が実際に生じた削減量のみとするという基本的方針の下、信頼性確保のための原則を確立し、明確な手続きを規定する。

3 用語の定義

【排出削減プロジェクト】

運用改善、設備更新及び設備導入等により、温室効果ガスの排出量の削減を行うこと。

【排出削減実施者】

排出削減プロジェクトを実施し、自らの排出量の削減を行う者

【バウンダリー】

排出削減プロジェクトを実施する地理的又は物理的境界線

【モニタリング】

排出削減量の算定に必要な値を計測し、記録すること。

【コミュニティ】

地域団体及び商店街など、主として事業の用に供しない居宅（以下「世帯」という。）及び小規模な店舗等（以下「店舗」という。）で組織された団体

4 信頼性確保のための原則

DO YOU KYOTO? クレジット制度の信頼性を確保するため、排出削減プロジェクトの計画・実施、モニタリング、算定及び検証など、手続きの規定に当たっては、次の原則を最大限配慮するとともに、それぞれの原則に限界を設ける場合は数値で明示する。

(1) 完全性

排出削減プロジェクトとベースラインに関連する排出活動が漏れなく特定され、算定対象期間の温室効果ガス排出量が漏れなく算定されていること。

なお、「第1第8項第4号」における算定の例外は除くこと。

(2) 一貫性

同一の方法やデータ類を使用し、算定対象期間において排出削減量が比較可能な形で算定されていること。

(3) 正確性

仮定に基づく推計というプロセスを可能な限り回避し、計測及び計算等に含まれる偏りと不確実性を可能な限り低減させ、要求される精度が確保されていること。

(4) 透明性

制度の参加者又は第三者が、合理的な自信を持って判断できるよう、十分かつ適切な手続き、情報及びプロセスが開示されていること。

(5) 保守性

温室効果ガス排出削減量が過大評価されないことを確実にするよう、保守的な想定、数値及び手続きが用いられていること。

(6) その他

排出削減をもたらす環境配慮行動が行われていなかったことを求める「追加性」の原則については、本制度が必ずしも住宅や店舗の省エネ改修又は高効率家電への更新などの投資を必要とするものではなく、ライフスタイル転換による排出削減を積極的に評価しようとする方針であることから、排出削減事業の登録審査に当たって要求しない。

5 本制度の運営体制

本制度は本市により実施されることとし、次の組織及び役割により運営する。

組 織	役 割
環境政策局地球温暖化対策室	・ 制度運営に関する事務局業務 ・ 排出削減プロジェクトの登録審査、承認 ・ DO YOU KYOTO? クレジットの認証、発行 ・ DO YOU KYOTO? クレジット管理簿の運営・管理 ・ その他制度運営に当たり必要な事項の決定
京都市環境審議会地球温暖化対策推進委員会	・ 制度運営に関する報告聴取及び必要に応じた意見具申

6 DO YOU KYOTO? クレジットの認証対象

コミュニティが排出削減実施者となり、コミュニティ構成員の世帯及び店舗において、そこから排出されるエネルギー起源の二酸化炭素のうち、電気、都市ガス及びプロパンガスの消費に伴い排出される二酸化炭素の削減量を対象とする。

このため、上記以外のエネルギー（灯油、ガソリン等の揮発油類その他）起源の二酸化炭素は対象外とする。

7 DO YOU KYOTO? クレジットの発行単位

DO YOU KYOTO? クレジットの発行単位は、1 0 0 kg-CO₂ とし、発行単位ごとに一連番号を付与する。

8 削減量の算定

(1) バウンダリーの確定とモニタリングプランの策定

削減量の算定は、世帯や店舗などの単位で行うことを原則とする。ただし、共用部分の取扱いについては別に定めることとする。

二酸化炭素の排出量を算定でき、排出削減の取組を実施する一定エリアを、排出削減プロジェクトのバウンダリーとして確定する。バウンダリー内での二酸化炭素排出源を特定し、それぞれの排出量の測定場所（モニタリングポイント）及び方法（モニタリングパターン）を定めたモニタリングプランを策定する。

(2) ベースライン排出量の算定

排出削減プロジェクトを開始する月（以下「起算月」という。）から前1年間ににおけるエネルギー使用量の記録に基づいて月ごとに排出量を算定し、この排出量をベースライン排出量とする。

なお、起算月は排出削減プロジェクトの登録申請日の存する月又はその翌月とする。

ベースライン排出量は、起算月から2年後の前月（以下「終了月」という。）までの2年間のみ有効とする。

(3) 削減量の算定

策定したモニタリングプランに基づいて、定期的にモニタリングを行うことにより、排出削減プロジェクト実施後の排出量を算定する。モニタリングは、電気・ガス供給事業者の帳票（以下「検針票」という。）により替えることができる。

検針票によりモニタリングを行う場合には、検針日が存する月のエネルギー使用量をもって、当月の使用量を示すものと取り扱う。

排出削減プロジェクトは、原則、1年ごとに1回認証を受けるものとし、それぞれの認証期間は、起算月又は前回の認証が完了した月の翌月（認証開始月）から、次の認証が完了する月（認証完了月）又は終了月までの期間とする。

なお、排出削減プロジェクトの取組期間は2年間までとし、取組期間終了後のプロジェクトの再登録は認めない。

ベースライン排出量から排出削減プロジェクト実施後の排出量を減じたものを、当該排出削減プロジェクトによる削減量とする。

(4) 算定の例外

起算月から1年以内の認証において、構成員が認証期間の検針票を漏れなく保存し、かつ、検針票に前年同月のエネルギー使用量の記載がない場合には、排出削減プロジェクト変更・廃止申請書（第2第2項第5号）の提出をもって、当該構成員について前年同月使用量の記載がない月の削減量は算定しないものとする。

(5) その他

ア 削減取組以外の要因による大幅な排出減少の取扱い

排出削減プロジェクトの実施後に、設備の廃止や居住人数、活動量の著しい減少等により、排出量が大幅に減少し、削減量とすることが合理的でないと判断される場合は、DO YOU KYOTO? クレジットとして認証しない。

イ 排出係数

削減量の算定に使用する排出係数は別表第1のとおりとし、排出削減プロジェクト登録の際に使用した係数を、当該排出削減プロジェクトの認証期間は固定して使用する。

第2 DO YOU KYOTO? クレジットの管理

(1) クレジットの認証登録

本市は、クレジットを認証した際、クレジット管理簿（第1号様式。以下「管理簿」という。）に記録する。

(2) クレジットの購入申込

クレジットを購入しようとする者（以下「購入申込者」という。）は、クレジットの使用目的や購入見込量等を記載したクレジット購入申込書（第2号様式。以下「購入申込書」という。）を、あらかじめ本市（環境政策局地球温暖化対策室）に提出する。

本市は、購入申込者に対し、クレジット購入申込受理通知書（第3号様式。以下「購入申込受理書」という。）を送付する。

購入申込受理書の送付を受けた購入申込者は、購入申込書に記載した使用目的の範囲内において、DO YOU KYOTO? クレジットによりオフセットする旨を称することができる。

この場合、クレジット使用に係る活動（以下「オフセット事業」という。）の概要、期間、オフセットの範囲又は対象、オフセット見込量など、あらかじめ可能な限り明確にしたうえで公表しなければならない。

(3) クレジットの償却

購入申込者が、オフセット事業を実施した場合、オフセットに必要なクレジットの量を算定のうえ、クレジット償却申請書（第4号様式。以下「償却申請書」という。）を本市（環境政策局地球温暖化対策室）に提出するとともに、購入量にクレジット100kg-CO₂当たり金160円を乗じた金額を本市に納付する。

本市は、償却申請書の内容を確認のうえ、クレジット償却通知書（第5号様式）を購入申込者に送付するとともに、管理簿において当該クレジットの無効化処理を行う。

なお、オフセット事業の実施前にオフセットに必要なクレジット量を確定できる場合、並びにクレジットの使用目的が京都市地球温暖化対策条例及び京都府地球温暖化対策条例における事業者排出量削減計画書に定める温室効果ガスの排出量の削減目標を達成する手段である場合は、購入申込書の提出を省略し、当初から償却申請書を提出することができる。

第3 補則

この要領の施行に関して必要な事項は、地球環境・エネルギー担当局長が定める。

改定履歴

平成23年8月1日	制定
平成24年4月1日	改定
平成25年4月1日	改定
平成25年7月1日	改定
平成26年4月1日	改定
平成27年4月1日	改定
平成28年4月1日	改定
平成29年5月23日	改定
平成30年4月11日	改定
平成31年4月3日	改定
令和2年4月1日	改定
令和3年4月1日	改定
令和4年4月1日	改定
令和5年4月1日	改定

別表第 1 (排出係数)

1 他人から供給を受けた電気

	登録年度	排出係数	
		数値	単位
電気	令和 2 年度	0.444	t-CO ₂ /千 kWh
	平成 31 年度	0.463	

2 燃料の使用

	換算係数		排出係数	
	数値	単位	数値	単位
プロパンガス (液化石油ガス、 LPG)	1000/458	kg/m ³	0.0161	t-C/GJ
	50.8	GJ/t		
	44/12	t-CO ₂ /C		
都市ガス	43.5	GJ/千m ³	0.0509	t-CO ₂ /GJ